

2020年 分譲マンション管理運営講座

# マンション管理の Q&A

管理組合編

## 目次

- Q 1. 管理規約の改正は、どのように行いますか？ ..... 5
- Q 2. 管理規約でペットの飼育を禁止していますが、犬、猫等のペットを飼育している居住者がいます。管理組合は、どのように対応したらよいですか？ . 8
- Q 3. 管理規約等で禁止されているにもかかわらず、バルコニーで喫煙をしている居住者がいます。管理組合に苦情が届いているため、管理組合は、どのように対応したらよいですか？ ..... 11
- Q 4. 役員のなり手がいません。どのようにすればよいですか？ ..... 13
- Q 5. 居住者がマンションの管理に無関心です。対応策はありますか？ .... 15
- Q 6. 管理費等の滞納者には、管理組合はどのように対応すればよいですか？ ..... 16
- Q 7. コロナ禍で総会を開く際に注意すべきことは何ですか？ ..... 17
- Q 8. 理事、監事の選任方法、職務内容は、どのようなものですか？ ..... 18
- Q 9. 理事会をW e b会議で開催することはできますか？ ..... 21

Q 1 0 . 理事長が管理会社の言いなりで、マンションの管理がよくありません。どうしたらよいですか？ .....	23
◆ 参考法令等 .....	25

#### <法令等の表記について>

本資料では、下記の法令等について以下の略称を用います。

なお、本資料において、マンション標準管理規約及び同コメントは、別段の記載がない限り、単棟型を前提にしています。

- ・ 建物の区分所有等に関する法律 → 区分所有法
- ・ マンション標準管理規約 → 標準管理規約
- ・ マンション標準管理規約コメント → 標準管理規約コメント
- ・ マンション標準管理委託契約書 → 標準管理委託契約書
- ・ マンション標準管理委託契約書コメント → 標準管理委託契約書コメント
- ・ マンションの管理の適正化に関する指針 → 適正化指針
- ・ マンションの管理の適正化の推進に関する法律 → 適正化法
- ・ マンションの建替え等の円滑化に関する法律 → 建替え円滑化法

**Q 1. 管理規約の改正は、どのように行いますか？**

**A 1. 管理規約の改正は総会の決議によって行います（区分所有法第31条）。**

管理規約の改正（設定、変更又は廃止）は、理事会の決議だけではできません。理事会は、管理規約の改正内容などについて審議・決議をし、管理規約改正の議案を総会に上程します。

**総会の決議要件（同法第31条第1項）**

管理規約改正の総会決議は、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数によります。決議要件については、区分所有者、議決権ともに、加重、軽減することはできないと解されています。すなわち、管理規約改正の総会決議について、区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数によるなど決議要件を加重することや、区分所有者及び議決権の過半数の多数によるなど決議要件を軽減することはできません。

**実務上の対応**

管理規約の改正は、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による総会の決議が必要であることから、実務上は、総会の会場出席者数、委任状、議決権行使書の提出状況などを事前に確認しておくことが重要です。

**一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすとき（同法第31条第1項）**

管理規約の改正が一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすときは、一部の区分所有者の承諾を得なければなりません。特別の影響を及ぼす管理規約の改正であるか否かは事案ごとに異なるため、判例などを参考に判断します。判断が難しい場合は、マンション管理士などの専門家に相談してください。

## 一部共用部分に関する管理規約の改正

一部共用部分に関する事項で区分所有者全員の利害に関係しないものについて、その一部共用部分を共用すべき区分所有者の4分の1を超える者又はその議決権の4分の1を超える議決権を有する者が反対したときは、区分所有者全員の管理規約の改正はできません（同法第31条第2項）。

なお、一部共用部分とは、一部の区分所有者のみの共用に供されるべきことが明らかな共用部分をいいます（同法第3条）。例えば、店舗兼住宅のマンションで、1階が店舗、2階以上が住宅の場合に、1階の店舗のみの使用に供される玄関、廊下などが一部共用部分に該当します。一部共用部分は、管理規約で別段の定めをすることにより定めることもできます（同法第11条第2項）。

## 改正した管理規約の保管（同法第33条、第42条、標準管理規約第72条

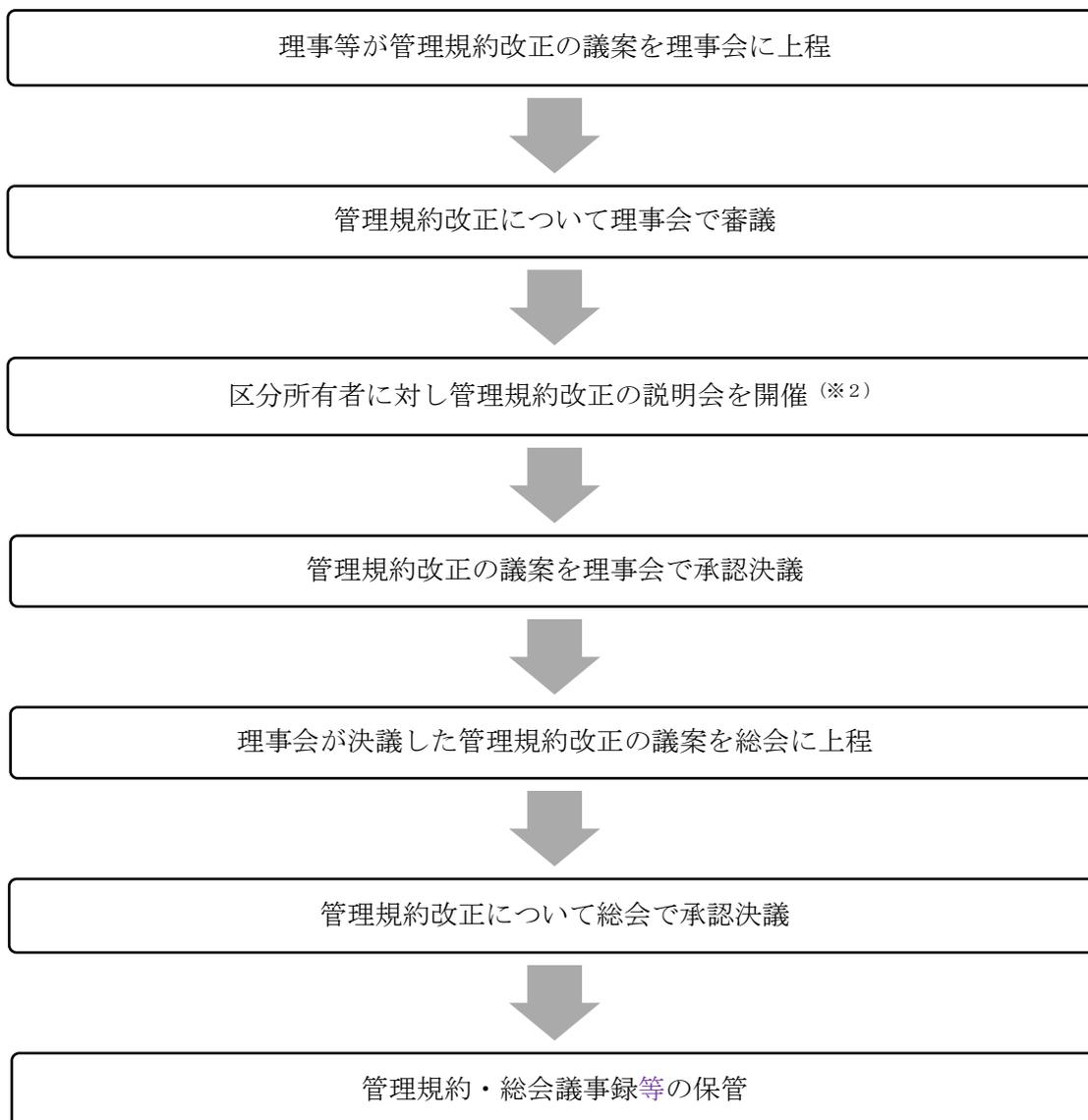
### （ア）電磁的方法が利用可能ではない場合）

管理規約が書面で作成されている場合に、管理規約の一部を改正したときは、規約原本<sup>（※1）</sup>、管理規約変更を決議した総会の議事録、理事長が1通の書面に現に有効な管理規約の内容とその内容が規約原本及び管理規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違ないことを記載し署名押印した書面（標準管理規約第72条第3項）を理事長が保管します。

なお、管理組合において電磁的方法が利用可能な場合は、同規約第72条（イ）電磁的方法が利用可能な場合をご参照ください。

（※1）この規約を証するため、区分所有者全員が記名押印した規約を1通作成し、これを規約原本とする（同規約第72条第1項）。区分所有者全員が記名押印した規約がない場合には、分譲時の規約案及び分譲時の区分所有者全員の規約案に対する同意を証する書面又は初めて規約を設定した際の総会の議事録が、規約原本の機能を果たすこととなる（同規約コメント第72条関係①）。

参考：管理規約改正の流れ図



(※2) 説明会は、必ず開催しなければならないものではありませんが、円滑な合意形成のためには開催するのが望ましいです。

**Q 2. 管理規約でペットの飼育を禁止していますが、犬、猫等のペットを飼育している居住者がいます。管理組合は、どのように対応したらよいですか？**

A 2. 管理組合の話し合いやアンケートなどを実施した上で、管理組合は、以下の3つの対応のいずれかをとることが考えられます。

**1. 管理規約を改正してペットの飼育を容認する。**

犬、猫等のペットの飼育について、容認、禁止等の規定は管理規約で定めるべき事項です。基本的な事項は管理規約で定め、手続き等の細部の規定は使用細則等に委ねることは可能です(標準管理規約コメント第18条関係②)。

管理組合の話し合いやアンケートなどの結果、犬、猫等のペットの飼育を容認する管理規約の改正の総会決議が得られるのであれば、ペットの飼育を禁止から容認に変更することも対応策の1つと考えられます。

なお、犬、猫等の飼育を容認する場合には、動物等の種類及び数等の限定、管理組合への届出又は登録等による飼育動物の把握、専有部分における飼育方法並びに共用部分の利用方法及びふん尿の処理等の飼育者の守るべき事項、飼育に起因する被害等に対する責任、違反者に対する措置等の規定を定める必要があります(同コメント第18条関係②)。

**2. 暫定措置として、現在飼育している一代限りのペットを容認する。**

管理組合の話し合いやアンケートなどの結果、管理規約でのペットの飼育禁止は維持するものの、動物愛護の観点などから、暫定的な措置として、現在飼育している一代限りの犬、猫等のペットを容認することも対応策の1つと考えられます。

この場合、例えば、現在飼育している一代限りの犬、猫等のペットを暫定的に容認する管理規約の改正の総会決議を得ることも方法の1つと考えられ

ます。

現在飼育している一代限りの犬、猫等のペットを暫定的に容認する場合には、現在飼育している一代限りの犬、猫等のペット以外は新しく飼育できないこと、見分けがつくように現在飼育している犬、猫等のペットの特徴等を管理組合に届出又は登録等により把握すること、現在飼育している犬、猫等のペットが全て亡くなった場合には暫定的な措置は終了し、犬、猫等のペットの飼育はできないことなどを明確にするほか、上記1. のとおり、飼育方法、順守事項、飼育に起因する被害等に対する責任、違反者に対する措置等の規定を定めることも必要です。

### **3. 管理規約違反として対応する。**

管理組合の話し合いやアンケートなどの結果、犬、猫等のペットの飼育を一切容認できない場合には、管理規約違反として、対応することが考えられます。

#### **区分所有法（第57条～第60条）上の対応**

犬、猫等のペットの飼育をしている違反者に対しては、区分所有者の共同の利益に反する行為の停止等の請求（区分所有法第57条）、共同の利益に反する行為に係る区分所有者に対する専有部分の使用禁止の請求（同法第58条）、共同の利益に反する行為に係る区分所有者の区分所有権の競売の請求（同法第59条）、共同の利益に反する行為に係る賃借人等の占有者に対する引渡し請求（同法第60条）を行うことが考えられます。

#### **標準管理規約（第66条、第67条）上の対応**

マンションの管理規約に、義務違反者に対する措置（標準管理規約第66条）、理事長の勧告及び指示等（同規約第67条）の規定がある場合には、これらの規定に従って対応することが考えられます。

## 実務上の対応

実務上は、管理規約に標準管理規約第67条と同様の規定があれば、理事長が理事会の決議を経て、犬、猫等のペットの飼育をしている違反者に対して個別に書面による注意や理事会で違反者からヒアリングなどを行い、それでも違反が解消されない場合には、理事長は理事会の決議を経て、その違反者に対して、飼育の禁止、犬、猫等のペットの新しい飼主を見つけ引き渡すこと、飼育に起因する被害があればその回復などを書面等で請求することが考えられます。管理規約に規定がない場合にも、区分所有法第57条第1項、第4項の規定に基づき、同様の請求をすることができると考えられます。

その違反者が理事長等からの請求に従わない場合、管理組合はその違反者に対し粘り強く説得を行い、それでも説得に応じないときは最終的に訴訟などの法的措置を検討することになると考えられます。

**Q 3. 管理規約等で禁止されているにもかかわらず、バルコニーで喫煙をしている居住者がいます。管理組合に苦情が届いているため、管理組合は、どのように対応したらよいですか？**

A 3. 管理組合の対応としては、以下の2つが考えられます。

#### 1. 喫煙者を特定できない場合

バルコニーの喫煙については、煙の発生源がどこかわからず、喫煙者を特定することが難しい場合も少なくないと思われます。

この場合は、マンション内の掲示板などに書面で注意文を掲示することや全戸に書面の注意文を配布することが対応策として考えられます。これらの対応をしてもバルコニーでの喫煙がなくならない場合には、引き続き書面による注意喚起を行うとともに、理事会や総会でも本件を議題にすることや、バルコニーでの喫煙が不法行為になり得るという判例（名古屋地裁平成24年12月13日）があることを周知するなど、特定できない喫煙者に対し、心理的な負荷を与えてバルコニーでの喫煙をやめるように働きかける方法が考えられます。

#### 2. 喫煙者を特定できる場合

一方、喫煙者が特定できる場合には、区分所有者同士による注意は、大きなトラブルを招く可能性があることから避け、管理組合が対応することが望ましいと考えられます。

#### 区分所有法（第57条～第60条）上の対応

バルコニーで喫煙をしている違反者に対しては、区分所有者の共同の利益に反する行為の停止等の請求（区分所有法第57条）、共同の利益に反する行為に係る区分所有者に対する専有部分の使用禁止の請求（同法第58条）、共

同の利益に反する行為に係る区分所有者の区分所有権の競売の請求（同法第59条）、共同の利益に反する行為に係る賃借人等の占有者に対する引渡し請求（同法第60条）を行うことが考えられます。

#### **標準管理規約（第66条、第67条）上の対応**

マンションの管理規約に、義務違反者に対する措置（標準管理規約第66条）、理事長の勧告及び指示等（標準管理規約第67条）の規定がある場合には、これらの規定に従って対応することが考えられます。

#### **実務上の対応**

実務上は、管理規約に標準管理規約第67条と同様の規定があれば、理事長が理事会の決議を経て、バルコニーで喫煙をしている違反者に対して個別に書面による注意や理事会で違反者からヒアリングなどを行い、バルコニーでの喫煙をやめるように請求することが考えられます。管理規約に規定がない場合にも、区分所有法第57条第1項、第4項の規定に基づき、同様の請求をすることができると考えられます。

その違反者が理事長等からの請求に従わない場合でも、管理組合は粘り強くバルコニーでの喫煙をやめるように説得し、訴訟などの法的措置は最終手段として検討することになると考えられます。

**Q 4. 役員のなり手がいません。どのようにすればよいですか？**

**A 4. 役員の資格要件を見直しましょう。**

標準管理規約では、管理組合は、建物、敷地等の管理を行うために区分所有者全員で構成される団体であることを踏まえ、役員の資格要件を「組合員」としており、旧来の居住要件は外しています。従って、そのマンションに住んでいなくても組合員であれば、役員に就任することはできます。理事会もインターネットを利用した会議を開催出来るようにすれば（公益財団法人マンション管理センター「新型コロナウイルス感染拡大におけるITを活用した総会・理事会の開催に関するQ&A（2020年5月20日）」Q3参照）、役員がそのマンション外で生活していても参加は可能となります。

また、区分所有法上では役員資格についての定めはありませんので、「役員は組合員の配偶者および一親等の親族のうちから」などと管理規約に定めれば、役員の資格対象者が大幅に増加します。

加えて、標準管理規約では、マンション管理士等マンション管理に係る専門的知識を有する外部の専門家を役員として選任可能とする方法も提示しています。

**理事会運営並びに役員候補選任細則を定めましょう。**

管理規約では、役員が行う業務が具体的に示されていないため、役員就任をためらう組合員もいると聞きます。管理組合・理事会の運営を円滑かつ適正に行うために、理事の職務内容、理事会の運営等について管理規約の規定を補完するルールを具体的に定める細則の作成を検討してください。管理会社と管理委託契約を締結している多くのマンションでは、管理組合印及び現金・有価証券の保管を除いた理事の職務の多くを委託していますので、理事会の役割は、それらの業務が適切に行われているかを確認し、不備な点の改善を要求する作業となり、個々の理事の負担はそれほど多くないはずです。

一方、マンションの管理運営のほとんどは、ルーティン業務ですから、自主管理のマンションでも問題が起こりそうなときにいつでもマンション管理士等に相談できる体制を整えておけば、それほど理事の負担にはならないと思います。

また、役員候補の選出方法に関しては、立候補、輪番制等種々有りますが、その方法を細則の制定により明確にし、それを厳密に運用していく体制が整えば、役員のなり手不足の問題は、ある程度解消されるかもしれません。

Q 5. 居住者がマンションの管理に無関心です。対応策はありますか？

A 5. 決定的な対応策は無いと思います。

マンションを所有あるいはマンションに居住することは、マンションの共用部分を一定の規範の下に自由に使用できる権利を持つと共に区分所有者の一員として、マンションの管理保全に関わる義務を持っていることを広報活動で繰り返し周知していくしか有りません。

居住者間のコミュニケーションが円滑なマンションでは、マンション管理に無関心な人は比較的少ないように思われます。居住者に広く呼びかけ、居住者の命と建物を守るために重要な防災訓練等を定期的に行うことは、コミュニティ形成に役立つかもしれません。

マンションの規模、居住者の年齢層、家族構成により手法は異なりますが、夏の納涼大会、子供会活動を通じて、居住者間の親睦を図っているマンションも有ります。

小規模なマンションでは、周辺の住民と協力して上記のような活動を行っているところもあります。

Q 6 . 管理費等の滞納者には、管理組合はどのように対応すればよいですか？

A 6 . 管理費等の滞納が発生した場合は、管理費等滞納のお知らせ、督促状の発送、訪問による督促、内容証明郵便による督促状の発送、少額訴訟（60万円以下）、支払督促（60万円超）、通常訴訟、強制執行等で管理組合の財産保全を図ります。同じマンションに住んでいる人にこのような訴えを起こすことには躊躇することもあります。放置しておくと滞納額は雪だるま式に増大していきますので、早めの対応が必要です。

出納業務を管理会社に委託している場合は、内容証明郵便による督促状の発送あたりまでは、管理会社が行ってくれますし、それ以降の行為の実行についても相談に応じてくれるはずですから、理事会ではこれらの督促業務が適切に行われているかの確認を確実に行ってください。

自主管理のマンションでは居住者間の軋轢を考慮し、内容証明郵便以降の行為については、費用はかかりますが、司法書士あるいは弁護士に依頼した方がよいかもしれません。

区分所有者の高齢化等により、滞納額が増大した場合、その住戸を担保として管理組合が所有し、家賃に上乗せして返済を行っているマンションも出てきていますが、その場合管理組合を法人化する必要も有りますので、マンション管理士等に相談してください。

**Q 7. コロナ禍で総会を開く際に注意すべきことは何ですか？**

**A 7. 総会の開催時期を延期することも出来ます。**

標準管理規約第42条第3項では、区分所有法第34条第2項の定めに従い、新会計年度開始以後2ヶ月以内に総会を招集しなければならないとされていますが、区分所有法を所管する法務省民事局は、新型コロナウイルス等の感染症の拡大に対し、総会の開催をすることが困難な状況が生じている場合は、その状況が解消された後、当該年度の総会を開催することを容認しています。

**総会を開催する場合は**

三密を避け、総会会場の換気を十分に行い、出席者にはマスク等のウイルス飛散防止対策を求め、体温が一定以上の人は出席を辞退していただく等既知の通りです。

出席者の数を最小限にするため、組合員には可能な限り、議決権行使書や委任状の提出による総会出席を促してください。

総会の開催時間を短縮するため、議案は事業報告、決算報告、管理委託契約更新、次期事業計画・予算案、次期役員選任等必要最小限にとどめ、重大な議案や特別決議を要する議案の提出は、控えた方が良いでしょう。

議案に対する質問は、会場出席、議決権行使書・委任状の提出にかかわらず、予め文書による提出を促し、文書提出に期限を設ければ、その回答も文書により配布することにより総会開催時間の短縮を図ることも考えられますし、会場への出席をためらう組合員の意見も聞き取ることが出来ます。

また、評決は予め配布した住戸番号・氏名を記載した投票用紙への記載あるいは○・×・△の意思表示票の提示により行うことにより、時間短縮と呼気飛散縮減ができるかもしれません。

Q 8. 理事、監事の選任方法、職務内容は、どのようなものですか？

A 8. 標準管理規約第 35 条では次の通り書かれています。

(役員)

第 35 条 管理組合に次の役員を置く。

一 理事長

二 副理事長 ○名

三 会計担当理事 ○名

四 理事（理事長、副理事長、会計担当理事を含む。以下同じ。） ○名

五 監事 ○名

2 理事及び監事は、組合員のうちから、総会で選任する。

3 理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事のうちから、理事会で選任する。

このことから、管理規約に沿って選出された人を総会で承認することになります。

選出方法は、①立候補、②推薦、③輪番制、また、これらを併用することなどが考えられ、マンションの戸数、居住者の年齢層など実情を考慮して決めれば良いでしょう。

ここで気をつけないといけないのは、管理規約で「理事及び監事は、組合員のうちから、総会で選任する。」と定められていれば、理事と監事は各々総会の承認が必要だということです。

理事は業務遂行、監事は監査と役割が違います。管理規約に選任方法が定められているかを確認して下さい。

役員に外部専門家(マンション管理士等)を選任することも可能ですので、役員のなり手不足の問題解消につなげて下さい。なお、外部専門家を役員に

するためには管理規約の改正が必要です。

**役員の主な職務内容は次の通りです。**

- ・ **理事長** : 理事長は、管理組合を代表し、その業務を統括するほか、規約、使用細則等又は総会若しくは理事会の決議により、理事長の職務として定められた事項、理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇することを業務として遂行します。管理規約に定めがある場合には、理事長は区分所有法に定める管理者となります。また、理事長は、通常総会において、組合員に対し、前会計年度における管理組合の業務の執行に関する報告をしなければなりません（同規約第38条参照）。  
理事長は、総会、理事会を招集します（同規約第42条、第52条参照）。  
理事長は、毎会計年度の収支決算案を監事の会計監査を経て、通常総会に報告し、その承認を得なければなりません（同規約第59条参照）。
- ・ **副理事長** : 副理事長は、理事長の補佐としてサポートします。理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行います（同規約第39条参照）。
- ・ **理事** : 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い管理組合の業務を行ないます。理事のうち会計担当理事は、管理費等の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行います（同規約第40条参照）。
- ・ **監事** : 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければなりません（同規約第41条参照）。

理事会は、理事長、副理事長、会計担当理事の選任をし、管理規約若しく

は使用細則等又は総会の決議により理事会の権限として定められた管理組合の業務執行の決定などを行います（同規約第51条参照）。また、理事会は、収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案などについても決議します（同規約第54条参照）。

管理組合が管理会社と契約している場合、理事会は、管理委託契約書に基づいて管理会社が業務を執行しているか、チェックをすることも重要です。

**Q 9. 理事会をW e b会議で開催することはできますか？**

**A 9. 管理規約、細則に定めがあれば可能です。**

この点、公益財団法人マンション管理センターが次の通り回答しています。

一般的には、理事会の運営等については、管理規約の定めによるほか、別に細則を定めることができることとされており（標準管理規約第70条）、あらかじめ管理規約や細則で定めることにより、理事会についてW e b会議システムや電子メール等を用いて開催することは可能です（公益財団法人マンション管理センター「新型コロナウイルス感染拡大におけるITを活用した総会・理事会の開催に関するQ&A（2020年5月20日）」Q3より）。

W e b会議を行なう上で考えなければいけないのは、理事会の招集、議事録の作成が通常の理事会開催の手続きで行なわれ、出席すべき理事がW e b会議に参加できる装置・設備を持っていることが必要です。

W e b会議では、現実集まって行なう会議とは異なり、声の遅延等が発生することがあります。言いたいことが言いたいタイミングで発言できないという事が無いようにするために、会議進行の工夫も必要です。そして、W e b会議環境の設定、操作に不慣れな理事に不利益が生じないような対策をとることも大切です。

しかし、管理規約、細則に理事会のW e b会議開催に関する定めがなくても、国による緊急事態宣言等（新型コロナウイルス感染対策など）により現実に集まることができず、W e b会議をしてでも話し合いを進めなければならない時には、理事会をW e b会議で行なっても不適切ではないと考えられるケースがあると思われます。

この場合は、緊急事態宣言の解除後、管理規約、細則に理事会のWeb会議開催に関する定めを設けることを検討してはいかがでしょうか。

**Q10. 理事長が管理会社の言いなりで、マンションの管理がよくありません。どうしたらよいですか？**

**A10. あなたが役員の場合と、一般組合員の場合では、対応が異なります。**

マンションにより、また、理事長としての資質や性格により、対応方法は異なりますので、かなり難しい問題です。

こうすれば解決するという「特効薬」がある訳ではありませんが、基本的には自分の考えを根気よく説明して理解を得ることが解決の第一歩だと思います。

#### ① あなたが理事の場合

あなたが理事の場合は、同じような考えをもった他の理事と協力し合い、理事長をサポートして下さい。そして、管理組合にとって良い管理を提案し、話し合ってください。管理会社抜きの理事会を開催するのも良いと思います。

言いなりになる原因の一つに知識不足が考えられます。理事会で勉強会を開催してみてもいいですか。

さらには、

- ・あなたが理事長に立候補して頑張ってみる。
- ・マンション管理士との顧問契約を提案してみる。

ことも良いと思います。

#### ② あなたが一般組合員の場合

あなたが理事会にオブザーバーとして参加し、自分の思いや考えを説明できれば改善の第一歩となりますが、管理規約に「理事会は、理事をもって構成する」と定めがある場合には、理事以外の者が理事会に参加するには理事会の承認が必要となります。

あなたが理事会にオブザーバーとして参加できる場合には、実際に話し合いがどのように行なわれているか、理事や一般組合員の意見は反映されているかなど、理事会議事録ではわからない部分を確認して下さい。そして、自分の考えを、丁寧に誠意をもって説明し、役員の方の理解を得ることが最も大切です。

さらには

- ・あなたが理事に立候補して頑張ってみる。
- ・マンション管理士会が開催している無料相談会に行って相談してみる。

ことも良いと思います。

総会で一般組合員にマンション管理の関心が無ければ理事会の提案通り、理事会で理事にマンション管理の関心が無ければ理事長の提案通り、理事長にマンション管理の関心が無ければ管理会社の提案通り、というようなことがおこりますので、まずは理事がマンション管理に関心をもつように動いてみて下さい。

◆参考法令等

- ・ e-Gov 電子政府の総合窓口

建物の区分所有等に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=337AC0000000069>

<外部リンク>

- ・ 国土交通省

マンション標準管理規約（単棟型）及び同コメント

<https://www.mlit.go.jp/common/001202416.pdf> <外部リンク>

- ・ 公益財団法人マンション管理センター

新型コロナウイルス感染拡大における I Tを活用した総会・理事会の開催に関する Q & A

2020-05-20

<https://www.mankan.or.jp/cms-sys/wp-content/uploads/2020/05/20200520-CORONA.pdf> <外部リンク>